

平成30年6月15日

保護者各位

那覇市立大道小学校  
校長 田名 真利  
(公印省略)

### 携帯電話（スマートフォン含む）取扱について

時下、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

さて、本校では児童の携帯電話（スマートフォン含む）の校内への持ち込み及び使用については、原則として禁止しています。

携帯電話等の使用につきましては、許可申請のない持ち込みや、トラブルの発生などが見られ、小中一貫教育での生徒指導の観点からも、保護者や児童に原則として持ち込み禁止の再確認を行う必要性があります。

ただし、特別な支援や配慮を要する必要がある場合については、持込許可申請書を提出していただき学校長の許可を受けることができます。

つきましては、下記の学校の方針や持込許可申請の方法について、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 学校の方針（文部科学省通知に基づく）
  - ・携帯電話（スマートフォン含む）の校内への持込及び使用については、原則として禁止とする。
  - ・持込等について、特別な支援や配慮を要する必要がある場合は、持込許可申請書を提出していただき学校長の許可を受ける。年度毎に更新を必要とする。
  
- 2 持込許可申請について
  - (1) 申請する保護者は、「校内持込許可申請書」（様式1）を事務室から受け取る。
  - (2) 申請する保護者は、「校内持込許可申請書」（様式1）へ必要事項を記載し、校長又は教頭へ直接提出する。
  - (3) 学校は、申請書をもとに校内で検討し、許可を認める場合は、「校内持込許可証」（様式2）を発行し、対象児童の校内への持込等を許可する。